

和水町の行末を決める大事な選挙です。  
大切な1票を無駄にしないよう、  
進んで投票に行きましょう！

●告示日：平成22年3月23日(火)

●立候補受付：平成22年3月23日(火)

午前8時30分から午後5時まで

### 投票ができる人

20歳以上(平成2年3月29日以前に生まれた人)で、選挙人名簿に登録されている人

平成21年12月22日までに和水町に転入届を出し、引き続いて和水町の区域内に3ヶ月以上住所のある人

### 投票所

従来どおりの投票所の場所で、町内12箇所に設置します。各投票所では、①町長選挙、②町議選挙(定数14人)の順で投票を行います。投票時間は、午前7時から午後7時までです。事前に入場券を郵送しますが、入場券を投票所に持参されなくても投票は可能です。

### 投票所変更のお知らせ

第4投票所が変更になります。

投票区	投票所	行政区
4	上久井原公民館	内田・長小田・下久井原・上久井原・江栗・竈門

※その他の投票所については変更ありません。

### 期日前投票

投票日当日に、仕事や親族の冠婚葬祭、レジャーや買い物などで直接投票所に行けない人は、3月24日(水)から3月27日(土)までの毎日午前8時30分から午後8時までの間、役場本庁1階会議室又は三加和総合支所1階会議室において期日前投票ができます。(入場券がお手元に届いている場合は持参してください。)

### 不在者投票

病院、老人ホームなどの施設入所者で、指定された施設では不在者投票ができます。また、身障者手帳・戦傷病者手帳の所持者や介護保険の要介護者のうち、公職選挙法の要件に該当する場合、自宅などで郵便による不在者投票ができます。選挙の告示日の翌日か

ら投票日までの間、出張・旅行などで居住地に不在の人は、滞在している市町村の選挙管理委員会において、不在者投票ができます。事前に和水町選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。なお、不在者投票用紙の請求及び受付については、本庁又は総合支所の選挙管理委員会事務局にて行います。

### 投票の方法

町長選挙は記号式投票です。(ただし、期日前投票・不在者投票は自書式投票です)投票用紙に記載してある候補者氏名の上の欄に○をつけてください。○をつけるスタンプを投票記載台に用意しています。

なお、町議選挙は自書式です。候補者の氏名を書いてください。

# 和水町長選挙・和水町議会議員一般選挙

投票日は 3月28日(日) 午前7時から午後7時まで

## 入場券

投票される際は、入場券を持参してください。3月23日頃郵送で入場券(ハガキ)を配布します。なお、選挙人名簿に登録されていれば、入場券がなくても投票できます。

## 選挙公報

町長選挙・町議選挙について、立候補者の氏名、写真、政見、経歴等を掲載した選挙公報を各世帯に配布します。3月25日(木)に囑託員(区長)を通じて発送する予定です。また、3月25日以降、本庁又は総合支所にも備え置く予定ですので、必要な人は、和水町選挙管理委員会事務局にお申し出ください。

## 開票(選挙会)

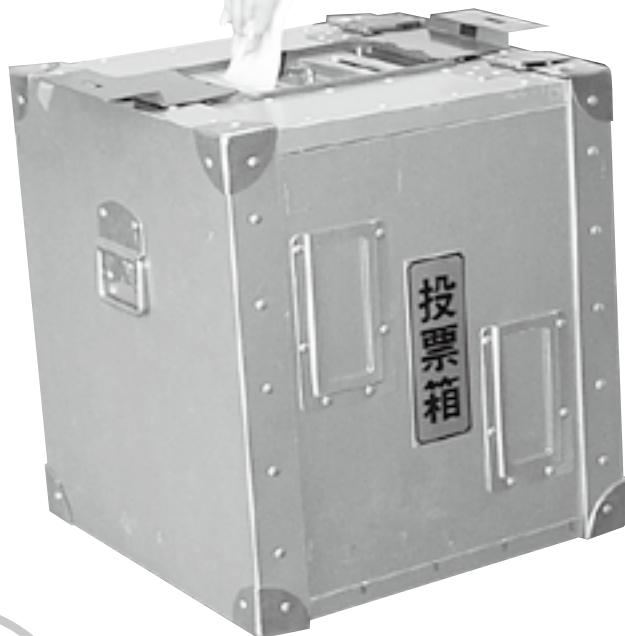
●とき 3月28日(日) 午後8時30分から ●ところ 和水町ふれあい会館

# 二十歳の選挙 幸せの未来を託す

## この1票

3月28日(日)は和水町長選挙と  
和水町議会議員選挙です。

私も社会の  
一員として  
大切な1票を  
投じます。



e lection

問い合わせ先 和水町選挙管理委員会事務局 (内線 204・711)